

総務委員会資料

令和2年第5回定例会提出予定議案の説明

議案第105号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和2年8月27日

総務企画局

川崎市職員の特種勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(福祉業務等手当)</p> <p>第4条 福祉業務等手当は、次に掲げる業務に従事した職員(規則で定める職員に限る。)に支給する。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所における児童の一時保護等の業務</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターにおける精神障害者の福祉に関する指導等の業務</p> <p>(3) 前2号に規定する施設に準ずる福祉施設における児童、障害者等の福祉に関する指導等の業務</p> <p>(4) 区役所等における児童支援、家庭支援、障害者支援、高齢者支援、介護保険、生活保護その他の福祉に関する指導等の業務</p> <p>(5) 精神障害者若しくは感染症の患者又はこれらの疑いのある者の入院のための移送の業務</p> <p>2 福祉業務等手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(1) 前項第1号及び第4号に掲げる業務 従事した日1日につき1,000円</p> <p>(2) 前項第2号及び第3号に掲げる業務 従事した日1日につき350円</p> <p>(3) 前項第5号に掲げる業務 移送1件につき140円</p>	<p>(福祉業務等手当)</p> <p>第4条 福祉業務等手当は、次に掲げる業務に従事した職員(規則で定める職員に限る。)に支給する。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所における児童の一時保護等の業務</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターにおける精神障害者の福祉に関する指導等の業務</p> <p>(3) 前2号に規定する施設に準ずる福祉施設における児童、障害者等の福祉に関する指導等の業務</p> <p>(4) 区役所等における児童支援、家庭支援、障害者支援、高齢者支援、介護保険、生活保護その他の福祉に関する指導等の業務</p> <p>(5) 精神障害者若しくは感染症の患者又はこれらの疑いのある者の入院のための移送の業務</p> <p>2 福祉業務等手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(1) 前項第1号から第4号までに掲げる業務 従事した日1日につき350円 (新設)</p> <p>(2) 前項第5号に掲げる業務 移送1件につき140円</p>